令和7年8月 沼津市

【留意事項】

- 本一覧表は、建設発生土の適正な処理、公平性・透明性の確保、県民への情報公開等の観点から、県内の処理施設を公表するものです。
- ・本一覧表は、原則4月(上期)と10月(下期)の年2回改定します。ただし、掲載施設の追加、削除、受入条件の変更等があった場合は、 その他の月に改定する場合があります。
- ・施設種類の「処分場(有効利用)」に該当する施設は、「採石場、砂利採取跡地等復旧」又は「農地を盛土により改善し、農地として利用 予定」など建設発生土を有効利用する処分場です。
- ・登録ストックヤード欄の「○」は、中部地方整備局のホームページ内で公表されている「ストックヤード運営事業者登録簿(中部ブロック 令和6年7月12日現在)を参考に入力しております。
- 登録ストックヤードは、搬入された建設発生土の適正処理に資するため、適正処理の観点で一定の要件を満たすストックヤード運営事業者を国土交通省に登録する制度です。
- ・中間処理場を指定処分先とする場合は、当該土砂の最終搬出先を中間処理業者に確認する必要があります。ただし、令和5年5月から開始されたストックヤード運営事業者登録制度により登録されたストックヤードに搬出する場合は、登録ストックヤード事業者が最終搬出先の確認主体となるため必要ありません。
- 建設発生土受入れ単価欄中の「-」表示は受入不可です。
- ・建設発生土の土質区分は、国土交通省が示す「土質区分基準」(巻末参照)によるものとします。 〔第1種:砂・礫、第2種:砂質土・礫質土、第3種:通常の施工性が確保される粘性土、第4種:粘性土、泥土〕
- ・<u>建設発生土を処理施設に搬出する場合は、搬出先事業者に対して、盛土条例で規定する「土砂等発生元証明書」及び「土地の利用状況等の調査結果書(地歴資料を添付)」を提出する必要があります。また、当該土砂に汚染のおそれがある場合は、土壌の分析調査を実施し、そ</u>の結果を搬出先事業者に提出する必要があります。
- 一覧表に記載されている内容から変更している場合があるため、事前に受入れの可否及び受入条件を確認してください。
- ・「表土等加算額」は草根等雑物を除去等する手間等に係る加算額であり、例えば第3種建設発生土の受入額が3,000円/m3で表土等加算額が1,500円/m3であれば、第3種建設発生土の表土の受入額は3,000+1,500=4,500円/m3となります。
- ・ 法令許可等欄は、当該受入地の土地の形質変更に係る関係法令の許可・届出等がなされているものを示しており、表記の内容は次のとおりです。

表記	法令・規則等名	表記	法令・規則等名
盛土条例	静岡県盛土等の規制に関する条例	砂利採取	砂利採取法
土採取条	静岡県土採取等規制条例	農地法	農地法第5条に係る一時転用
宅造規法	宅地造成等規制法	採石法	採石法
林地開発	森林法第10条に係る林地開発	埋立条例	市町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
砂防条例	静岡県砂防指定地管理条例	土地要綱	市町土地利用事業の適正化に関する指導要綱
土対法	土壤汚染対策法		

(留意事項)沼津市記載内容

- 1.本一覧表は、静岡県建設発生土処理施設一覧表を基に、地山換算単価を表示したものです。
- 2.本一覧表は、掲載施設の追加・削除・受入条件の変更等があった場合は、その都度改定いたします。
- 3.建設発生土の土質区分は、国土交通省が示す「土質区分基準」によるものとします。
- 4.土量の変化率は、国土交通省土木工事標準積算基準書に記載の内容を参考にしています。

土質区分基準·土量変化率

(土木工事標準積算基準参照)

分類名	称	変化率
発生土区分	主要区分	女儿学
第1種建設発生土	レキ・レキ質土	1.2
第2種建設発生土	砂及び砂質土	1.2
第3種建設発生土	粘性土	1.25
第4種建設発生土	竹口土土	1.25
岩塊・玉石混り土	岩塊·玉石	1.2
軟岩破砕岩	軟岩	1.3
硬岩破砕岩	中硬岩	1.6
表土等加算額	レキ	1.2
泥土		1

		事業者	事業者		受入可能量	登録	, 法节計可				建設	発生土勢	受入れ単個	插(円/m³	:地山のヤ	大態)			受入条件					
	No.	連絡先	住所	施設種類	施設所在地	(m3)	ストック ヤート	等	時間	第1種建 設発生土	第2種建 設発生土	第3種建設 発生土	第4種建 設発生土	岩塊・玉石 混り土	軟岩 破砕岩	硬岩 破砕岩	表土等 加算額	泥土	その他 の土	※共通の受入条件等、巻頭の留意事項を必ず確認すること				
土量変化率	ž									1.2	1.2	1.25	1.25	1.2	1.3	1.6	1.2	1	1					
	1	駿河開発㈱ 055-974-1651	田方郡 函南町軽井沢 213	処分場 (有効利用)	田方郡 函南町軽井沢 255-1	1,307		•土地要綱	8:00~ 16:00	6,720	6,720	-	-	-	-	-	-	-	-	- 日祭日、撃社規定休日、夜間受け入れ不可 - 受入時間 800~16.00(雨天時受け入れ不可) - 高含水建設発生土受入不可 - 受入車両は状況によるので要事前連絡 - 搬入数量、搬入日時、要事前連絡				
沼津市建	2	渡辺ブルドーザエ事株 0545-52-1960	富士市 今泉 2004-4	処分場(最終)	富士市 大渕字箒沢 1284-1 他1筆	40,000		・埋立条例	8:30~ 16:30	8,160	8,160	9,750	9,750	11,400	-	-	-	-	別途協議	- 産廃に該当する物質ゴミ等及び流木等の混入がある場合は受け取ることができない。 転石及び野線については産俗が80cm程度以上の場合は増入できない相談のごろ。 - 河川遠谍土は標準なンプトラックに山積み出来、且つその上を入が歩ける程度の改良土にする。 - 一般道路を通行しても支降のないように改良する(目標強度:oc-200/035=571KN/m2) ・ 電土市の実例により処分量が多い場合は土壌の分析をお開いすることがある。 ・ 近隣地域住民との協定条件・搬入時間・経路・落下の防止)等に配慮・搬入車両は10tダンブ車以下トレーラー車は受入不可・ ・ 営業日は月曜日~土曜日 ・ 天候及び処分場の周辺の混雑を避けるため、当社の運搬に限定する場合がある				
設発生土処理施	3	日建建設㈱ 055-966-9220	沼津市 青野 35-1	処分場(最終)	沼津市 青野字中沖 94-1他	1,812		・盛土条例	8:00~ 16:20	12,000	12,000	12,500	-	-	-	-	31,200	-	-	・整地・整形等により受入ができない場合がある ・大量の搬入はお断りしている ・有害物質「高さ水粘性主等を含んだ建設発生土は、お引取りできない ・通常の引取り時間は800~1620とする ・それ以外の時間帯は、事前に相談				
設一覧	4	日建建設㈱ 055-966-9220	沼津市 青野 35-1	処分場(最終)	沼津市 青野字中沖 94-1他	1,812		・盛土条例	夜間	15,000	15,000	15,600	-	-	-	-	34,200	-	-	- 整地・整形等により受入ができない場合がある ・大量の搬入はお断りしている ・有害物質・高さ水粘性土等を含んだ建設発生土は、お引取りできない ・搬入の時間帯は、事前に相談				
	5	日建建設㈱ 055-966-9220	沼津市 青野 35-1	処分場(最終)	沼津市 青野西中田 195-1 他	3,456		・盛土条例	8:00~ 16:20	12,000	12,000	12,500	-	-	-	-	31,200	-	-	- 整地・整形等により受入ができない場合がある ・大量の搬入はお断りしている ・有害物質・高含水料性七等を含んだ建設発生土は、お引取りできない ・通常の引取り時間は8:00~16:20とする ・それ以外の時間帯は、事前に相談				
	6	日建建設㈱ 055-966-9220	沼津市 青野 35-1	処分場(最終)	沼津市 青野西中田 195-1 他	3,456		・盛土条例	夜間	15,000	15,000	15,600	-	-	-	-	34,200	-	-	- 整地・整形等により受入ができない場合がある ・大量の搬入はお断りしている ・有害物質・高音水粘性士等を含んだ建設発生土は、お引取りできない ・搬入の時間帯は、事前に相談				

		事業者	事業者			受入可能量	登録	法令許可	丁 受入	建設発生土受入れ単価(円/m³:地山の状態)							大態)			受入条件
	No.	連絡先	住所 施政性類 施政所任地 (m3		(m3)	ストック ヤート	等	時間	第1種建 設発生土		第3種建設 発生土	第4種建 設発生土	岩塊・玉石混り土	軟岩 破砕岩	硬岩 破砕岩	表土等 加算額	泥土	その他 の土	※共通の受入条件等、巻頭の留意事項を必ず確認すること	
土量変化	മ									1.2	1.2	1.25	1.25	1.2	1.3	1.6	1.2	1	1	
	7	日建建設㈱ 055-966-9220	沼津市 青野 35-1	処分場(最終)	沼津市 鳥谷字宮下 190—1他	3,897		・盛土条例	8:00~ 16:20	12,000	12,000	12,500	-	-	-	-	31,200	-	-	・整地・整形等により受入ができない場合がある・・大量の膨入はお断りしている・・ ・ 有害物質・高さ水粘性士學を含んだ建設発生土は、お引取りできない・・通常の引取り時間は8:00~16:20とする・・ ・ それ以外の時間帯は、事前に相談
沼津市建	8	日建建設㈱ 055-966-9220	沼津市 青野 35-1	処分場(最終)	沼津市 鳥谷字宮下 190—1他	3,897		·盛土条例	夜間	15,000	15,000	15,600	-	-	-	-	34,200	-	-	・整地・整形等により受入ができない場合がある ・大量の搬入はお断りしている。 ・有書物質・高さ水配性士等を含んだ建設発生土は、お引取りできない ・搬入の時間帯は、事前に相談
設発生土処理	9	㈱加藤建材 0544-68-2254	富士宮市 万野原新田 2982	処分場(最終)	富士市 大渕字昔曾比奈 6861 他6筆	35,000		・埋立条例	8:30~ 16:30	10,200	10,200	11,800	11,800	12,600	-	-	-	-	別途協議	・産策に該当する物質コミ等及び流木等の混入がある場合は受け取ることができない ・ 転石及び岩塊については直径が30cm程度以上の場合は搬入できない(相談応じる) ・ 一般道路を通行しても支障のないように改良する(目標速度:co=200/035=571KH/m2) ・ 富士市の条例により処分量が多い場合は土壌の分析をお願いすることがある ・ 近隣地域生民との協定条件機入時間 経路・落下の防止り等・配配 機入車両は10tダンブ車以下トレーラー車は受入不可 ・ 営業日は月曜日~土曜日 天候及び処分場の周辺の混雑を避けるため、当社の運搬に限定
施設一覧	10	(有)望月建材 055-921-4567	沼津市大諏訪 495-8	処分場(最終)	沼津市 大諏訪宇河原 466-5他5筆	5,174		・盛土条例	昼間	12,000	12,000	12,500	-	-	-	-	=	-	-	・最大積載量3トン以下ダンプトラックで車両で車幅1800mm以下の車両に限る ・浚、漢上は脱水後、ゴミや不純物を取り除き、立会確認を行い判断する。悪臭がある場合は周辺住民の生活環境に配慮し受入不可 ・浚、漢上及び粘性土については、搬入前に十分な脱水をして第3種建設発生土以上の土質(特に含水比に注意)であれば受け入れる ・産業廃棄物等の不純物が混入した土の搬入は不可
	11	(有)A-LINE建設 055-933-7711	沼津市大平 2948-1	処分場 (その他)	裾野市佐野 1317-1	1,569		·盛土条例	8:30~ 16:30	10,200	10,200	10,600	-	-	-	-	-	-	-	・コミ、東、構等雑物混入した4のは受入不可・一般入の際、土砂等発生元証明書(地歴)を求めるが、汚染の恐れがある土は県盛土規制条例に基づく土壌分析調査を求める・河川等の浚渫土砂は県盛土条例に基づく土壌分析調査を求める・・人為的に化学物質による汚染の恐れがある場合は土壌分析調査を受・活力・総合は、100mmによる汚染の恐れがある場合は土壌分析調査の要・活力・製造がのみで持ち込みの場合は効度負債・表土に関しては混合率により変動(受取不可の場合もある)・最大報径・300mm程度・1日当とり最大搬入可能量・300mm ³ (ダンブ40台)・搬入数量制限があるため搬入1週間前までに要連絡、調整・搬入の際は自社指定業者もしくは指定業者に限定

		事業者	事業者				登録	法令許可		建設発生土受入れ単価(円/m ³ :地山の状態)							(態)			受入条件
	No.	連絡先	住所	施設種類	施設所在地	(m3)	ストック ヤート	等	時間	第1種建 設発生土		第3種建設 発生土	第4種建 設発生土	岩塊・玉石 混り土	軟岩 破砕岩	硬岩 破砕岩	表土等 加算額	泥土	その他 の土	※共通の受入条件等、巻頭の留意事項を必ず確認すること
土量変化	E									1.2	1.2	1.25	1.25	1.2	1.3	1.6	1.2	1	1	
	12	継保坂 ホサカヤード1岩殿 0558-62-5533	賀茂郡 南伊豆町 湊 1098-3	処分場(最終) ストックヤード	賀茂郡 南伊豆町岩殿 22-1 15-1 15-2 15-6	5,000	0	・土採取条 ・農地法	(平) 8~17 (夜) 17~22	11,700	11,700	12,200	22,500	11,700	12,700	15,600	7,200	21,000	-	・疫間前増比一様+5000円。・産業廃棄物、ゴミ等植物混入したものは受入不可・セメント系改良土は建設発第48号による大価クロム溶出試験を要実施・セメント系改良土は建設省技調発第48号による大価クロム溶出試験を要実施・搬入の際、土砂等発生元延明書・地歴と求めるが、汚染の恐れがある土は県盛土規制条例に基づく土壌分析調査を求める。・人為的に化学物質による汚染の恐れがある場合は土壌分析調査必要・・搬入土質によっては分別作業が伴うため、土質、数量、運搬車両等の搬入計画を搬入日の2日前までに協議、連絡が必要。・搬入土質によっては分別作業が伴うため、土質、数量、運搬車両等の搬入計画を搬入日の2日前までに協議、連絡が必要。
静岡県は	13	木村土木㈱ 香貫営業所 055-949-1322	伊豆の国市 中 1398-2	ストックヤード	沼津市下香貫 1018-10	-	0	•盛土条例 ·土地要綱	8:00~ 17:00	11,100	11,100	11,600	16,200	11,100	12,000	14,800	-	18,000	-	・搬入の際、土砂等発生元証明書・他歴》を求めるが、汚染の恐れがある土は県産土規制条例に基づく土壌分析調査を求める ・引用等の洗波土砂については県産土条例に基づく土壌分析調査を求める ・人為的に化学物質による汚染の恐れがある場合は土壌分析調査必要 増入車両・大型車(切主病 ・送石(軟計・板者)のみで特込の場合は別途見積。 ・土の単位体積重量を1.6½(㎡)と定め、弊社トラックスケールにて計量するものとする。 機入の駅、他県様式の発生元証明書等を求める場合がある。 ・河口付近の感潮河川や港湾の浚渫土砂については、海水に由来するセレンやフッ素、木ウ素に係る土壌分析調査を求める。
建設発生土処理施設	14	木村土木㈱ 獅子浜営業所 055-949-1322	伊豆の国市 中 1398-2	土質改良プラント	沼津市獅子浜 1-11	-	0	•盛土条例 ·土地要綱	8:00~ 17:00	11,100	11,100	11,600	16,200	11,100	12,000	14,800	-	18,000	-	・搬入の際、土砂等発生元証明書・他歴》を求めるが、汚染の恐れがある土は県産土規制条例に基づく土壌分析調査を求める ・河川等の液理上砂については県産土条例に基づく土壌分析調査を求める ・人為的に化学物質による汚染の恐れがある場合は土壌分析調査必要 ・岩石(軟岩・硬岩)のみで持込の場合は別途見積。 ・表土に関しては混合率により変動(受取不可の場合もある) 価格例・接近1320円/m ³ 中度17,700円 ⁴ 重度22200円/m ³ ・土の単位体積重量を1.61/m ³ と定め、弊社トラックスケールにて計量するものとする。 搬入の際、他県株式の発生元証明書等を求める場合がある。 ・河口付近の感謝河川や港湾の浚渫土砂については、海水に由来するセレンやフッ素、木ウ素に係る土壌分析調査を求める。
政 一 覧	15	三和興産㈱ リサイクルブラント 土砂ストックヤード 0545-32-2545	富士市 依田橋 322-1	ストックヤード	富士市 依田橋 322-1	50	0	-	8:30~ 16:30	7,200	7,800	9,370	-	-	-	-	2,400	-	-	・ゴミ、東、相等維物混入したものは受入不可 ・セメント系改良土は建設省技調発第48号による六価クロム溶出試験を要実施 機入の際、土砂等発生元証明書、地歴と求めるが、汚染の恐れがある土は県産土規制条例に基づく土壌分析調査を求める ・人 条的に化学物質による汚染の恐れがある場合は土壌分析調産必要 ・人 条的に化学物質による汚染の恐れがある場合は土壌分析調産必要 ・最大剤経(300m程度・搬入車両・大型車化以下・1日当たり最大搬入可能量:50m³(ダンブ20台) ・搬入数量制限があるため、搬入2日前までに要連絡、調整 ・仮置き土砂は、自社松ヶ尾土砂処分場へ、自社10tDdにて搬出します
	16	丸工砂利販売㈱ 星山事業所 0544-27-2097	富士宮市 沼久保 398	処分場 (有効利用) 土質改良プラント	富士宮市 星山宇西野 422-1 外4筆	8,000	-	・埋立条例	7:30~ 16:15	11,400	12,600	15,000	18,700	11,400	12,300	15,200	3,600	18,000	-	・土壌汚染対策法に関わる基準を超えるものは受入不可 ・人為的は化学物質による汚染の恐れがある場合は土壌分析調査必要 ・泥土は要応談

		事業者	事業者			受入可能量	登録 ストック	法令許可	巫 1		建設発生土受入れ単価(円/m³:地山の状態)									受入条件
,	No.	連絡先	住所	施設種類	施設所在地	(m3)	ストック ヤート゛	等	受入 時間	第1種建 設発生土	第2種建 設発生土	第3種建設 発生土	第4種建 設発生土	岩塊・玉石 混り土	軟岩 破砕岩	硬岩 破砕岩	表土等 加算額	泥土	その他 の土	※共通の受入条件等、巻頭の留意事項を必ず確認すること
土量変化	率									1.2	1.2	1.25	1.25	1.2	1.3	1.6	1.2	1	1	
	17	惠比寿建設(株) 岩殼残土処分場 0558-62-0172	賀茂郡 南伊豆町 石井 2	処分場 (有効利用)	賀茂郡 南伊豆町岩殿 字殿岡113-1 他5筆	6,000		·盛土条例 ·農地法	8:00~ 17:00	11,100	11,100	11,600	21,200	11,100	12,000	14,800	7,200	20,000		- 産業廃棄物、ゴミ等雑物混入したものは受入不可 ・草、根の混入については程度により応相談 ・セメント系改良土は建設省技調発第40号による六価クロム溶出試験を要実施 ・搬入の際、土砂等発生元証明書他部を求めるが、汚染の恐れがある土は県産土規制条例に基づく土壌分析調査を求める ・人為的に化学物質による方染の恐れがある場合は土壌分析調査必要 ・最大粒径:300mm程度・搬入車両:大型車10以下 ・搬入日の7日前までに土質、数量、連搬車両、連搬車両は当たりの積載量等の搬入計画の協議が必要
静岡県建設発生	18	二葉建設株式会社 船原工場 0558-87-0808	伊豆市 上船原 1260-1	処分場 (最終)	伊豆市 上船原 1260-1	60,000		・林地開発 ・採石法	7:30~ 16:10	7,290	7,290	-	-	-	-	1	-	-	-	・ゴミ、草、根等健物混入したものは受入不可・搬入の際、土体等と元素を表しています。 ・海人の際、土体等発生元証明書(地配)と原産土規制条例に基づく土壌分析調査を求める・人為的に化学物質による方象の恐れがある場合は土壌分析調査必要・最大粒径・300m程度・1日当たり最大搬入可能量・500m ³ ・妻前に弊社残土搬入計画書を提出。・天候により受入れを中止する場合がある
土処理施設一覧	19	(株)佐々木組 冷川残土処分場 0558-83-0199	伊豆市 徳永 361-1	処分場 (有効利用)	伊豆市 冷川 宇平石 476-1	67,000	/ :	·盛土条例 •農地法 •土地要綱 •土対法	8:15~ 16:45	6,240	6,240	6,500	-	-	6,760	8,320	-	-	-	・ゴミ、草、根等雑物混入したものは受入不可 ・セント系改良土は建設省技調等84号による六価クロム溶出試験を要実施 ・搬入の際、土砂等発生元証明書(地配)を求めるが、汚染の恐れがある土は県盛土規制条例に基づく土壌分析調査を求める ・人為的に化学物質による汚染の恐れがある場合は土壌分析調査必要 ・最大粒を300m程度 ・1日当たり最大搬入可能量:300m ³ ・利用10日前までに必要書類と搬入予定表を提出
	20	秋山重機㈱ 舟窪処分場 090-8322-5748	富士市 中野 1053-7	処分場 (有効利用)	富士市大渕 字座松 842-1	500	/ :	·盛土条例 •農地法 •土採取条 •土対法	8:00~ 16:30	6,000	6,000	7,500	8,750	7,200	7,800	9,600	2,400	10,000	-	- 搬入の際、土砂等発生元証明書(地歴)を求めるが汚染の恐れがある土は県盛土規制条例に基づく土壌分析調査を求める・人為的に化学物質による汚染の恐れがある場合は土壌分析調査必要・1日当たり最大搬入可能量: 50m (ダンプ・26台)・提削の進捗状況により受入可能量が変わるので事前打合せが必要

	事業者事業者性別孫統一性別孫在此						登録	法令許可	受入時間			建設	设発生土 受	そ入れ単価	[[円/m ³	:地山の牡	大態)			受入条件
	No.	連絡先		施設種類	施設所在地	受入可能量 (m3)	ストック ヤート	等		第1種建 設発生土	第2種建 設発生土	第3種建設 発生土	第4種建 設発生土	岩塊·玉石 混り土	軟岩 破砕岩	硬岩 破砕岩	表土等 加算額	泥土	その他 の土	※共通の受入条件等、巻頭の留意事項を必ず確認すること
土量変化	Z.									1.2	1.2	1.25	1.25	1.2	1.3	1.6	1.2	1	1	
静岡県建	21	土屋建設㈱ 上白岩残土処分場 0558-76-1288	伊豆の国市 三福 386-1	処分場(最終)	伊豆市上白岩 1871-1	48,000		·盛土条例 ·林地開発 ·土地要綱 ·土対法	8:30~ 16:45	6,240	6,240	6,500	-	6,240	6,760	8,320	-	-	-	- ゴミ 東 模等機物混入したもの、セメント系等改良上は受入不可 ・搬入の際、土砂等発生元証明書(地歴)を求めるが、汚染の恐れがある土は県盛土規制条例に基づく土壌分析調査を求める。 ・人為的に七学物質による汚染の恐れがある場合は土壌分析調査必要 ・最大散径、300m程度 ・搬入車両:大型車10比以下 ・1日当たり最大搬入可能量:600m ³ ・搬入前に選入計画書等の書類提出 ・小川橋左岸の交差点及び中伊豆温泉病院入口には交通誘導員の配置 ・小中学生の下校時細心注意、地元車両優先、徐行連転で走行
注 設発生土処理:	22	倉田商事(株) 夏梅木残土処分場 資材置場 055-960-9710	三島市大社町 14-5	処分場(最終)	三島市谷田 夏梅木901-1 外29筆	11,726		・盛土条例 ・農地法 ・土地要綱 ・土対法	8:30 ~11:50 13:00 ~16:30	10,300	10,300	10,700	15,000	10,300	11,100	13,700	7,200	-	-	- ゴミ、東 棋等雑物混入したものは受入不可 - 悪臭を放たないもの、有害物質を含まないものに限る - 現在は一部受入可能であるため、厳入削い要連絡相談 - 調整池元成後、全体量受入可能(6月完成予定) - 1日当たり最小数)可能量: 1000㎡ - 草及び根は混入率5%未満のみ受入可
	23	三和興産㈱ 松ヶ尾土砂処分場 0545-32-2545	富士市 依田橋 322-1	処分場(最終)	富士市桑崎 宇松ヶ尾 876-4 他5筆	12,000		·盛土条例 ·土対法	8:30~ 16:30	6,600	7,200	8,750	-	-	-	-	2,400	-	-	- ゴミ、草、根等雑物混入したものは受入不可 ・セント系改良上は建設省技調発剤48号による六価クロム溶出試験を要実施 ・搬入の際、土め等発生元託明著(地歴)を求めるが、汚染の恐れがある土は県盛土規制条例に基づく土壌分析調査を求める ・人為約に化学物質による汚染の恐れがある場合は土壌分析調査必要 ・長大粒径、300m程度 ・搬入車両:大型車10比以下・1日当たり最大搬入可能量:200m ³ (ダンブ40台) ・搬入製産制限があるため、搬入8日前までに受連絡、調整 ・運搬の際は自社指定業者に限定